飼い犬に関する主な手続きの一覧(窓口:都市環境課)

手続の種類	申請の時期	必要なもの
新規登録(鑑札の交付)	生後 91 日以上の犬を飼ったとき (一頭につき生涯に一度)	・犬の登録申請書 ・登録手数料 3,000 円
鑑札の再交付	鑑札を亡失・損傷したとき	・犬の鑑札再交付申請書 ・再交付手数料 1,600 円
狂犬病予防注射済票の交付	狂犬病予防注射を行ったとき (毎年 1 回)	・狂犬病予防注射済証 (獣医師発行のもの) ・注射済票交付申請書 ・交付手数料 550 円
注射済票の再交付	注射済票を亡失・損傷したとき	・注射済票再交付申請書 ・再交付手数料 340 円
征犬病予防注射猶予証明書 の届出	狂犬病予防注射を受けられない と獣医師に診断された場合	・狂犬病予防注射猶予証明書 (獣医師発行のもの)
登録事項の変更	犬の所在地、所有者の住所、所有 者の氏名が変更となったとき (他の自治体からの転入を含む)	・犬の登録事項変更届 ※転入時、旧住所の鑑札・注 射済票をお持ちでない場合 は、それぞれ再発行手数料が かかります
死亡に関する届出	飼い犬が死亡したとき	・犬の死亡届・鑑札・注射済票

※各種申請書はこのページからダウンロードしていただくか、都市環境課の窓口でお配りしています。